



かごしま 子育て応援企業を 紹介します♪



登録番号	8
登録日	平成20年9月1日

名 称	株式会社 タイヨー
代表者職名・氏名	代表取締役社長 清川和彦
所 在 地	〒891-0195 鹿児島市南栄三丁目14番地
電 話	099-268-1211
ホームページアドレス	http://www.taiyonet.com/
業 務 種 類	卸売・小売業
業 務 概 要	総合小売業 (生鮮食品・一般食品・住居関連用品・衣料品・酒類等の販売)
行 動 計 画 期 間	平成26年2月1日 ~ 平成29年1月31日
行 動 計 画 の 主 な 内 容	<p>目標1) 出産、育児にかかわる社内制度、公的制度の周知徹底、および計画期間内の制度利用者を次の水準以上にする。 男性社員・・・3年間で育児休業取得者を3名つくる。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月～ 男性の育児休業取得のための広報ツールの開発を行う。 平成26年8月～ 男性従業員に向けて育児休業制度の周知を行う。 平成26年8月～ 出産予定の男性へ育児休業の取得案内を行う。 平成26年9月～ 取組み1年間の取得状況を確認。 育児休業取得者の体験談を広報誌に掲載。 <p>目標2) 所定外労働の削減のための措置を行う。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月～ 毎週1回の「ノー残業デー」の設置・周知を行う。 平成26年3月～ 毎月所定外労働時間の確認、指導を行い、管理監督者の教育を行う。
こんな両立支援に取り組んでいます	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て支援ハンドブックの配布、仕事と家庭の両立支援ガイドブックの配布、ワーク・ライフ・バランスに関するニューズペーパーの配信 ■ 育児短時間勤務制度については、子が4歳になる誕生日の前日まで取得可能6時間勤務（2時間までの短縮） ■ 今後も、育児休業取得をした取得者が安心して職場復帰し、仕事と子育てを両立できるよう支援していきます。 ■ 子の看護休暇制度も整備しました。 ■ メンタルヘルスへの取り組み <p>○安心して働ける職場創りの一環として、従業員の健康維持のためと、何でも話せる風土醸成のため社内報でのリラックス法の案内やメンタルヘルスの専門機関と提携し、社内メンタルヘルスへの推進を呼びかけています。</p>